

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 6 月 5 日

カシオ計算機株式会社
カシオヒューマンシステムズ株式会社

2025 年 6 月 5 日

東京都渋谷区本町一丁目 6 番 2 号
カシオ計算機株式会社
代表取締役社長 CEO 増田 裕一

東京都渋谷区本町一丁目 6 番 2 号
カシオヒューマンシステムズ株式会社
代表取締役 藤井 茂樹

カシオ計算機株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社であるカシオヒューマンシステムズ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2025 年 2 月 25 日付吸収分割契約書（以下「本契約」といいます。）に基づき、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として、分割会社の中小企業向け業務支援サービス事業（SMB 事業）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本吸収分割は、2025 年 6 月 1 日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、株式買取請求を行うことができる株主がないため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続の経過（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定により本吸収分割の差止請求を行った承継会社の株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

承継会社の株主は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社のみであることから、会社法第 787 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続の経過（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、本吸収分割について、2025 年 3 月 28 日付で官報及び電子公告により、債権者に対して異議申述の公告を行いました。所定の期間内に、債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本契約に基づき、分割会社の中小企業向け業務支援サービス事業（SMB 事業）に関する権利義務を承継いたしました。

なお、分割会社から承継会社への債務の承継は、併存的債務引受けの方法によることとしております。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 6 月 3 日

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上